

お知らせ

緊急事態宣言発表に伴う 通学定期券の払い戻しについて

いつも十勝バスおよび拓殖バスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2020年4月16日付で発表された北海道での緊急事態宣言に伴い、沿線の各学校の休校が要請されております。

休校が理由による通学定期券の払い戻しについては、休校が予想される場合も含め、

以下の通りの払い戻し処理とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、新得高等支援学校の通学定期券については、一部払い戻しの計算方法が違ってまいりますので、詳細は「北海道拓殖バス」までお問い合わせください。

① 払い戻しのお申し出日を基準として、定期券通用開始日から使用日数分の当該区間の往復運賃分を控除させていただきます。

【例】 4月8日から通用開始の通学往復定期券で、4月18日にお申し出いただき、片道230円区間・1か月 8,000円の通学往復定期券をお持ちの場合

230×2 （往復 ※片道定期の場合は $\times 1$ ） $\times 11$ 日（使用日数） = 5,060円

8,000円 - 5,060円 = 2,940円（払戻し額）

お客様ごとのご利用実態の把握が不可能であるため、分散登校・休校等決定日まで遡らず、窓口へのお申し出日を基準とさせていただきます。窓口へのお越しが遅くなりますと、その分払戻額が少なくなりますので、早めに窓口にお越しください。

② 通常であれば、上記①の額より、払い戻し手数料520円を頂戴しておりますが、新型コロナウイルスの影響によるやむを得ない払い戻しである観点から、

「無手数料」で払い戻しいたします。

ただし、現在有効区間のうち、一部区間のみの取り止め等による区間変更、お客様都合による払い戻しの場合は、通常通り払い戻し手数料520円を頂戴いたします。

十勝バス TOKACHI BUS

お問い合わせ 0155-37-6500（本社）



北海道拓殖バス
HOKKAIDO TAKUSHOKU BUS

お問い合わせ 0155-31-8811（本社）